

別紙 1 0

別紙 5 対比表についての裁判所の判断

各ま と まり	原告 書籍	被告 書籍	同一部分の表現上の創作性について	相違点について
1 頁	1 頁	1 頁	<p>書籍の目次として、「第 1 編 所有権に関する登記」という大見出し下、「第 1 編 所有権に関する登記」、「第 1 章 所有権保存、一 総論 二 表題部所有者からの保存登記 三 表題部所有者の相続人からする保存登記 四 判決によって所有権を証明した者からの保存登記 五 収用によって所有権を取得した者からの保存登記」、「第 2 章 所有権移転」、「第 3 章 所有権変更」、「第 4 章 所有権更正、一 所有権保存登記の更正 二 所有権移転登記の更正」、「第 5 章 所有権抹消」、「第 6 章 買戻特約」と記述し、第 2 編から第 1 1 編までの見出しを掲載した記述である。</p> <p>目次自体に創作性は認められることはできず、また、その構成自体にも創作性は認められない。</p>	<p>原告書籍では、「§ 7 4 II 保存」が第 2 章の目次に記載されているのに対し、被告書籍では「第 1 章 六」に記載されている点、被告書籍には、第 4 章に「三 所有権移転登記の更正」が重複して記載されている点、被告書籍の第 6 章には、一から四の小見出しが記載されている点が、原告書籍と異なる。</p>
2 頁	2 頁	2 頁	<p>第 1 章の詳細目次の構成として、「第 1 章 所有権保存 一 総論 二 表題部所有者からの保存登記 三 表題部所有者の相続人からする保存登記 1 申請手続 2 登記の実行 3 応用論点 (1) 表題登記のない場合 (2) 表題登記のある場合 (3) 表題部所有者が共有の場合 (4) 表題部所有者の相続人が複数ある場合 (5) 申請人適格 (6) 数次相続 四 判決によって所有権を証明した者からの保存登記 五 収用によって所有権を取得した者からの保存登記」と記述したものである。</p> <p>目次自体に創作性は認められることはできず、また、その構成自体にも創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍には、二に「1 申請手続 2 登記の実行」、四に「1 申請手続 2 応用論点 (1) 判決の種類 (2) 表題部がない場合 (3) その他」との小項目記載がある点、「五 収容によって所有権を取得した者からの保存登記」の後に「六 § 7 4 II 保存」の見出しを設けている点において、原告書籍と異なる。</p>
3 頁	3 頁	3 頁	<p>「第 1 章 所有権保存」との見出しの下に「一 総論」との見出しが記載され、登記記録が①表題部、②権利部に分かれることなどを樹系図を用いて説明し、登記簿の定義を記載、「甲区」の説明を表形式にして記載し、申請適格者、根拠条文、特有の添付情報を表にまとめた記載がある。</p> <p>上記記述は、登記手続を理解するのに必要な基礎知識を表形式などを用いて表現しているにすぎず、ありふれたものであって、創作性は認められないし、その記述の順序や説明文の記述に、特段の創作性も認められない。</p>	<p>被告書籍では、登記記録の説明、登記簿の定義を表にまとめて記載している点、「甲野太郎」が「田中太郎」になっている点、申請適格者と添付情報をまとめた表における根拠条文の記載の位置が最右列になっている点、過去に問題として提出されたことを示す箇所に「過去問」の表示がある点、〔注〕として、表題登記がない場合の記述がある点で、原告書籍と異なる。</p>
4 頁	4 頁	4 頁	<p>「第 1 章 所有権保存」との見出しの下に「二 表題部所有者からの保存登記」の見出しが記載され、「1 申請手続」と題して、表題部の表示と登記申請書を実際の手続の形式で掲載して、申請手続の説明した記載がある。</p> <p>上記記述において、手続に必要な書類等について実際の形式にしたがって見本として掲載することはありふれた表現であり、申請手続の説明も要点をまとめただけの普通に用いられる表現であって、いずれも創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、原告書籍の「↓」部分が「▼」と記載されている点、表題部の表示や登記申請書に記載されている住所等の具体的事実が、原告書籍と異なる。</p>
5 頁	5 頁	5 頁	<p>4 頁に引き続き、表題部所有者からの保存登記申請手続について、「(1) 登記原因及びその日付 (2) 申請人 (3) 添付情報 ① 登記原因証明情報 ② 登記識別情報・印鑑証明書 ③ 住所を証する情報 (令別表 2 8) ④ 代理権限を証する情報 (令 7 I ②)」という小項目ごとに解説を加えた記載であり、注意事項について四角枠で囲んだり、住所を証する情報の提供を省略できる場合を表にまとめたり、代理権限を証する情報についての説明において、申請人と代理人たる司法書士の関係を実線で結び、間に委任状があることを図で示している記述がある。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、具体的な手続を簡潔に説明するありふれた表現であり、表にまとめたり、図示することもありふれているから、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、小項目ごとの個々の記載においては、「理由」のマークを表示して、理由を記載している点、過去に問題として提出された箇所を示すものとして「過去問」の表示がある点、具体例としての所有者の住所・氏名を変えている点、原告書籍に記載のある表題部所有者のイラストがない点において原告書籍と異なる。</p>
6 頁	6 頁	6 頁	<p>5 頁に引き続き、表題部所有者からの保存登記申請手続について、「⑤所有者の表示に変更がある場合 a 所有者の表示 (住所・氏名) に変更 or 更正がある場合 b A 合名会社の表題登記がある場合 (4) 根拠条項 (5) 登録免許税 ① 課税価格 a 1 0 0 0 円未満の端数がある場合 b 課税価格の全額が 1 0 0 0 円未満の場合 ② 登録免許税 a 1 0 0 円未満の端数がある場合 b 計算した額が 1 0 0 0 円未満の場合」との小項目に分けて説明した記載であり、⑤所有者の表示に変更がある場合には、点線の四角枠で囲みがある。</p> <p>上記の記載順序、記述内容については、具体的な手続を簡潔に説明するありふれた表現であり、登録手続に必要な条項や費用等、必要最小限度の知識として記述しなければならない内容を簡潔に箇条書きにしたものであって、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、⑤において「所有者」が「表題部所有者」に、具体例の社名、氏名の表記、「↓」が「▼」に、「便宜のため」が「便宜のために記載する」に置き換わっている点、「理由」のマークを表示して理由を記載している点、過去に問題として提出された箇所を示すものとして、「過去問」の表示がある点、具体例の金額が異なっている点において、原告書籍と異なる。</p>

ま と ま り ①	7 頁	7 頁	<p>6 頁に引き続き、表題部所有者からの保存登記申請手続について「(6) 不動産の表示」を解説し、次いで「2 登記の実行」についての説明の記載であり、不動産識別事項の説明として、不動産の表示と不動産番号を実線の四角枠で囲んだり、主登記の説明として、所有権保存の登記の実際の形式を掲載する記載がある。</p> <p>上記の記載順序、記載内容については、登記手続の実際について記述したものにすぎず、創作性は認められず、四角枠で囲むことや実際の形式を掲載することは、ありふれた表現であって、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、不動産の表示を実線の四角枠で囲んでいる点、所有者の住所・氏名の表記、実際の登記の表題部の表示例を掲載している点、「→」が「⇒」になっている点、当該箇所の問題が掲載されていることを示すものと思われる「一問一答」の表示がある点において、原告書籍と異なる。</p>
	8 頁	8 頁	<p>「第1章 所有権保存」との見出しの下に「三 表題部所有者の相続人からする保存登記」との見出しに続き、「1 申請手続」を説明した記述があり、夫婦の間に一人の子がいる関係図、表題部を表形式にしたもの、「登記の目的 所有権保存」と題した登記手続申請を実際の形式を掲載している。</p> <p>上記の記載順序、記載内容については、登記手続についての簡潔な説明にすぎず、表形式等の掲載もありふれた表現であって、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、「→」が「⇒」に、「しているので」が「しており」に、「明らかだから」が「明らかであるので認められたもの」に置き換わった点、「理由」のマークを表示して理由を記載している点、人物のイラストが加わっている点において、原告書籍と異なる。</p>
	9 頁	9 頁	<p>8 頁に引き続き、表題部所有者の相続人からする保存登記申請手続のうち「(1) 申請人」について、条項とともに箇条書きで説明し、重要と思われる部分については、実線の四角枠で囲んだ記載がある。また、原告書籍においては記載の間に猫や人間のイラストを挿絵として配置し、「申請情報には、とにかく『所有者』なんだよ!」、「僕のこと忘れないでね・・・」という吹き出しを付け、手続における留意点を記載し、共有者の持ち分を男女の挿絵とともに「花子」「一郎」として配置し、合併による存続会社・設立会社を名義人とする保存登記について、吸収合併と新設合併の違いが分かるようにイメージした図を掲げている。</p> <p>上記の記載順序、記載内容については、上記登記手続における申請人の説明を簡潔にまとめたにすぎず、イラストや図の挿入についてもありふれた表現であって、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、人物の名前の表記、「→」が「⇒」になっている点、記載の間の挿絵（原告書籍の猫のイラストが人物のイラストに変更され、人物のイラストも異なっている。）、「申請情報には、とにかく『所有者』と書くんだぜ!」、「オレのこと忘れんなよ・・・」という吹き出しの記載、合併による存続会社・設立会社を名義人とする保存登記を説明する図については、吸収合併と新設合併の場合をそれぞれ実線の四角枠で囲んで表現している点、「理由」マークを表示して理由を記載している点、過去に問題として提出された箇所を示すものとして、「過去問」の表示がある点、当該箇所の問題が掲載されていることを示すものと思われる「一問一答」の表示がある点において、原告書籍と異なる。</p>
	10 頁	10 頁	<p>9 頁に引き続き、表題部所有者の相続人からする保存登記申請手続のうち、「(1) 申請人」の続き、「(2) 添付情報」については、点線や実線の四角枠で囲んだり、下線を引いたりする記載がある。また、「⑤会社分割における設立会社・承継会社は保存登記の名義人となれない」ことの説明として、分割会社と設立会社または承継会社の関係について、表題部の形式を図で示したり、「⑥地縁団体（法人格なき社団）が所有する不動産について、その代表者名義で表題登記がなされており、当該地縁団体に法人格が付与されて認可地縁団体となった場合」について、表題部の形式の図を掲げている。</p> <p>上記の記載順序、記載内容については、上記登記手続における申請人や添付情報の説明を箇条書きにまとめたにすぎず、図の挿入についてもありふれた表現であって、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、「→」が「⇒」に、「違うから」が「異なる」に、「(2) 添付情報」において「①相続人名義で保存登記を申請する場合」と「②表題部所有者名義で、その相続人から保存登記を申請する場合」とに分けて説明している点、「理由」のマークを表示し、理由を記載している点、過去に問題として提出された箇所を示すものとして「過去問」の表示がある点、当該箇所の問題が掲載されていることを示すものと思われる「一問一答」の表示がある点、添付情報として相続を証する情報を要する根拠として令別表28に加え令71⑥を挙げている点において原告書籍と異なる。</p>
	11 頁	11 頁	<p>10 頁に引き続き、表題部所有者の相続人からする保存登記に関し、「2 登記の実行」について条項とともに説明し、主登記の実際の形式を掲げたり、登記識別情報は、不動産ごと、申請人ごとに構成されることを図を使用して説明している。</p> <p>上記の説明部分は、条文にしたがって表現したものにすぎず、図の挿入についてもありふれた表現であって、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、登記識別情報についての説明図において、土地の下に共有者であることを示す男女4人の挿絵を挿入し、人物の表記を変更している点で、原告書籍と異なる。</p>
	12 頁	12 頁	<p>11 頁に引き続き、表題部所有者の相続人からする保存登記に関し、「3 応用論点」について、「(1) 表題登記のない場合」、「(2) 表題登記のある場合」について、判例や条項を掲げ、箇条書きで説明した記載がある。説明の間に、譲渡について図で示したり、表題部や所有権登記の形式を掲げている。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、各場合における手続を簡潔に説明するありふれた表現であり、説明の間に、図示することもありふれているから、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、「↓」が「▼」に置き換わっている点、人物のイラストも図の中に挿入されている点、過去に問題として提出された箇所を示すものとして、「過去問」の表示がある点、当該箇所の問題が掲載されていることを示すものと思われる「一問一答」の表示がある点において、原告書籍と異なる。</p>

13 頁	13 頁	<p>12頁に引き続き、表題部所有者の相続人からする保存登記の「3 応用論点」の「(2)表題登記のある場合」について、箇条書きで説明し、実際の登記申請書の形式を掲げた記載がある。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、各場合における手続を簡潔に説明するありふれた表現であり、説明として、実際の形式を示すこともありふれているから、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、「→」が「⇒」に置き換わった点、添付情報と具体例について表形式でまとめた点、当該箇所の問題が掲載されていることを示すものと思われる「一問一答」の表示がある点において、原告書籍と異なる。</p>
14 頁	14 頁	<p>13頁に引き続き、表題部所有者の相続人からする保存登記の「3 応用論点」として、「(3)表題部所有者が共有の場合」における手続について、箇条書きで説明し、説明の間に、表題部の形式や、所有権保存登記の形式を図で示したり、男女のイラストの挿絵を入れたり、「よし、オレが君の分も登記してやるぜ!」と吹き出しが掲載されている。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、各場合における手続を簡潔に説明するありふれた表現であり、図にして分かりやすくすること、イラストの挿入、吹き出しについてもありふれている表現であるから、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、「→」が「⇒」に置き換わった点、女性の吹き出しに「でも、私には登記識別情報は通知されないのね。」と加えられている点、「理由」のマークを表示して理由を記載している点、過去に問題として提出された箇所を示すものとして、「過去問」の表示がある点、当該箇所の問題が掲載されていることを示すものと思われる「一問一答」の表示がある点において、原告書籍と異なる。</p>
15 頁	15 頁	<p>14頁に引き続き、表題部所有者の相続人からする保存登記の「3 応用論点」として、「(4)表題部所有者の相続人が複数ある場合」について、箇条書きで説明した記載があり、冒頭には、表題部所有者と相続人の関係図が表記され、説明の間に所有権保存について図が表示されている。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、各場合における手続を簡潔に説明するありふれた表現であり、図にして分かりやすくすることについてもありふれている表現であるから、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、「※保存行為だから」を「※保存行為は単独で可能だから」と記述されている点、人物の表記が異なる点、関係図に男女のイラストを挿入した点、「③他の相続人が相続放棄をしたり、遺産分割協議の結果、特定の被相続人が当該不動産を取得した場合」の部分の点線の四角囲みがない点、同箇所にも所有権保存の形式を図示した点、「理由」のマークを表示して理由を記載している点、過去に問題として提出された箇所を示すものとして、「過去問」の表示がある点、当該箇所の問題が掲載されていることを示すものと思われる「一問一答」の表示がある点において、原告書籍と異なる。</p>
16 頁	16 頁	<p>15頁に引き続き、表題部所有者の相続人からする保存登記の「3 応用論点」として、「(5)申請人適格」について説明した記載がある。表題部所有者を甲・乙とし、A及びBが甲の相続人、C及びDが乙の相続人とする関係図を冒頭に示し、場合を分けて、申請書類の申請形式で示し、「<被相続人から譲渡を受けた者がある場合>」については、甲から①売買と②相続があった場合の図を示した上、通達を引用しながら手続を説明する記述がある。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、各場合における手続を簡潔に説明するありふれた表現であり、図を示して分かりやすくすることについてもありふれている表現であるから、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、関係図及び権利関係の図に男女のイラストが挿入されている点、冒頭の関係図の右横には、申請人について表形式で○印を付けてまとめている点、同表では、甲及び乙の前に「(亡)」が付されている点、<A B C Dから①を申請する場合>について、「添付情報」の記述がある点、「理由」のマークを表示して理由を記載している点、過去に問題として提出された箇所を示すものとして、「過去問」の表示がある点、当該箇所の問題が掲載されていることを示すものと思われる「一問一答」の表示がある点において、原告書籍と異なる。</p>
17 頁	17 頁	<p>16頁に引き続き、表題部所有者の相続人からする保存登記の「3 応用論点」として、「(6)数次相続」について、表題部所有者Aが死亡し、その相続人たるBも死亡し、現材の所有者となったCが登記する場合について説明した記述があり、説明の間には、A、B、Cの関係を実線で結び、三世代のイラストを挿入し、また、所有者の記載について枠で囲んだ表記がある。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、各場合における手続を簡潔に説明するありふれた表現であり、図を示して分かりやすくすることについてもありふれている表現であるから、創作性は認められない。「表題部所有者A」を示す老人のイラストが同一である点は、ありふれた表現とまではいえないが、このイラストは被告が市販のイラスト素材データを使用したものである可能性が高く(甲24・3頁、甲25・57頁)、本件著作権譲渡条項によって被告から原告に著作権が帰属したものと認めるに足りない。</p>	<p>被告書籍では、「↓」が「▼」に置き換わった点、「①現在の相続人Cは直接自己名義に保存登記を申請できる」、「②中間者複数でもOK」と項目を分けて説明された点、上記②の下においても表題部からの関係図が示された点、その下に、「cf.相続を原因とする所有権移転登記では、申請者が複数の場合は、現在の相続人Cで直接に登記をすることはできない。」との記載が実線の四角枠で囲んで記載されている点、「理由」のマークを表示して理由を記載している点、過去に問題として提出された箇所を示すものとして、「過去問」の表示がある点、当該箇所の問題が掲載されていることを示すものと思われる「一問一答」の表示がある点において、原告書籍と異なる。</p>
35 頁	38 頁	<p>「第2章 所有権移転」の詳細な目次の構成として、「一 特定承継」の中を36個もの項目に細分化し、「二 §74Ⅱ保存/1 分離処分禁止の原則/2 区分建物の表示の登記/3 区分建物の権利の登記」と記述したものである。</p> <p>目次自体に創作性を認めることはできず、また、その構成自体にも創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、「二 §74Ⅱ保存」の項目の記載がない点で原告書籍と異なる(もともと、原告書籍の本文163頁以降にはこれに対応する項目はなく、本来、原告書籍の目次(35頁)の誤記にすぎない。)</p>
36 頁	39 頁	<p>第2章の詳細な目次を記したもので、「二 包括承継」を11個の項目に細分化し、「6 相続分の確定」においては、さらに5つの細項目に分けて記述がある。</p> <p>目次自体に創作性を認めることはできず、また、その構成自体にも創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、「二 包括承継」を12個の項目に細分化し、「12 会社分割」が挿入されている点(なお、原告書籍においても、実際には「11 合併」の後に「12 会社分割」についての記述があり、原告書籍における目次の記載が実際と異なっているものである。),「3 数次相続」の直後にも「12 会社分割」と記述されている点、「6 相続分の確定」を細項目に分けた記述がない点において、原告書籍と異なる。</p>

ま と ま り ②	37 頁	40 頁	<p>37頁には、「第2章 所有権移転」との見出しの下に「一 特定承継」の見出しの下、「1 売買」の項目の説明をする冒頭部分に甲野太郎から乙野次郎へ土地が売却されたことの図示と所有権保存の形式の記載、売買契約書の実際の形式を具体例を掲げて表示している。</p> <p>売買の関係を図示すること、売買契約書の実際の形式を具体例を掲げて表示することはいずれもありふれた表現であり、その記述順序、記述内容に創作性は認められない。</p>	被告書籍では、売買契約の図に男性のイラストを挿入した点、人物、住所、日付の表記の点において、原告書籍と異なる。
	38 頁	41 頁	<p>37頁に引き続き、「1 売買」の項目の説明をする冒頭部分に、登記申請書の実際の形式を具体例を掲げて表示した後、「(1)登記原因及びその日付」についての説明が記述してあり、「・・所有権移転登記の原因日付が、保存登記がなされた日より前の日付となる場合はある」との説明の後に、所有権保存登記と所有権移転登記の日付、所有権移転登記の原因としての売買の日付が異なることについて、実線の四角枠で囲み、説明した記述がある。</p> <p>実際の登記申請書の形式を掲げたり、四角枠で囲んだりすることは、分かりやすくするためにありふれた表現であり、説明部分の記述も簡潔に結論のみを記述したもので、創作性は認められない。</p>	被告書籍では、登記申請書の形式において具体例として掲げた日付、住所、管轄法務局、「添付書面が「添付情報」となっているなどの点、当該箇所の問題が掲載されていることを示すものと思われる「一問一答」の表示がある点において、原告書籍と異なる。
	39 頁	42 頁	<p>38頁に引き続き、「1 売買」の項目における「(2) 添付情報」、「(3) 登録免許税」について説明したもので、簡条書きに必要な書類や費用が簡潔に記述され、その後の「(4)まとめ」においては、申請方法、登記済証・登記識別情報等について、可能な手続きか否かを○×式で表形式にまとめ、同手続において注意すべきことを最後に「(注)」から始まる文章で記述し、同部分は点線の四角枠で囲んでいる。</p> <p>上記項目については、不動産所有権移転手続を説明するにあたり、必要不可欠な項目であり、記述順序や記述内容についてもありふれたものである上、表形式でまとめることも、分かりやすくするためのありふれたものにすぎないから、創作性は認められない。</p>	被告書籍では、必要な書類を掲げた後に「⇒」を付して説明している点、具体例として掲げる人物の姓の表記、「(4)まとめ」という項目がないこと、申請方法等についての表形式には、「(注1)」から「(注3)」までの注意書が付記され、「(注3)」では実線の四角枠で囲んでいる点、「理由」のマークを表示して理由を記載している点において、原告書籍と異なる。
	40 頁	43 頁	<p>39頁に引き続き、不動産売買による所有権移転登記申請に関して、「2 移転時期特約」について、原則と例外を説明した上、「<登記原因及びその日付について>」の記述がある。説明の間に、売買契約書における所有権移転時期についての特約の具体例を売買契約書の形式で表記し、「<登記原因及びその日付>」の項目では、他人物売買による場合を図式化し、原則と例外を説明する記述がある。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、手続を簡潔に説明するありふれた表現であり、図や書式を挿入し、分かりやすくすることについてもありふれている表現であるから、創作性は認められない。</p>	被告書籍では、原則と例外の説明部分を枠で囲った点、「→」を「⇒」にした点、「↓」を「▼」にした点、年月日の数字を変えた点、当該箇所の問題が掲載されていることを示すものと思われる「一問一答」の表示がある点、「2 移転時期特約の見出し」の後に「書式03」の表示がある点、他人物売買の記述の枠外に発展問題であることを示すものと思われる「発展」の表示がある点において、原告書籍と異なる。
ま と ま り ③	219 頁	240 頁	<p>「第3章 所有権変更」との大見出しの下に「一 共有物分割禁止の定め」との見出し記載され、既に共有状態で登記されている不動産について、共有物分割禁止の定めが成立した場合についての説明の記述がある。共有物分割禁止の発生原因について簡条書きにした上、表形式にまとめ、Xから甲及び乙に譲渡された場合の図式とその際の登記簿の記載、所有権変更登記申請書の形式が掲載されている。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、各場合における手続を簡潔に説明するありふれた表現であり、図や実際の書式を挿入し、分かりやすくすることについてもありふれている表現であるから、創作性は認められない。</p>	被告書籍では、「→」を「⇒」にした点、年月日の数字や申請人の住所表記を変えた点、原告書籍では「添付書面」とあるのを「添付情報」と記述している点、譲渡の図式において、甲の持分部分を○印で囲んでいる点、「⇒所有権変更登記で申請する」の後に「書式10」の表示がある点において、原告書籍と異なる。
	220 頁	241 頁	<p>219頁に引き続き、「一 共有物分割禁止の定め」がある場合における、「(1) 登記の目的」、「(2) 申請人」、「(3) 添付情報」について簡条書きに説明した記述がある。また、(1)の①では、付記登記となる場合をa、bで分けて枠囲みしたり、(1)の⑤では、所有権保存の1番登記から3番登記まで登記簿のような形式で示す図がある。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、各場合における手続を簡潔に説明するありふれた表現であり、図にして分かりやすくすることについてもありふれている表現であるから、創作性は認められない。</p>	被告書籍では、「→」が「⇒」になっている点、「理由」のマークを表示して理由を記載している点、過去に問題として提出された箇所を示すものとして、「過去問」の表示がある点において、原告書籍と異なる。

221 頁	242 頁	<p>220頁に引き続き、「一 共有物分割禁止の定め」がある場合における、「(4) 登録免許税」の説明と、「(5) その他」として、相続で共有となった場合の記述がある。「(5) その他」には、土地と、甲を被相続人、A、B、Cを相続人とする関係図が示されている。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、手続を簡潔に説明するありふれた表現であり、分かりやすくするために関係図で示すことについてもありふれている表現であるから、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、「→」が「⇒」になっている点、理由のマークを表示して理由を記載している点、関係図の相続人をA及びBの2人にした点において、原告書籍と異なる。</p>
222 頁	243 頁	<p>「第3章 所有権変更」との見出しの下に、「二 権利消滅の定め廃止」の項目において、権利消滅の定めを登記している場合について簡潔に説明する記述、登記簿を実際の形式で、また、所有権変更登記申請書を実際の形式で具体的に表記している。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、上記の手続について簡潔に説明するありふれた表現であり、図にして分かりやすくすることについてもありふれている表現であるから、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、「→」を「⇒」にしている点、年月日の数字や人物の姓及び住所表記の点、「添付書面」を「添付情報」とした点において、原告書籍と異なる。</p>
223 頁	244 頁	<p>「第4章 所有権更正」の詳細な目次を記したものであり、目次の構成を、第4章を三つの大項目に分けた上、「二 所有権保存登記の更正」を3個の小項目に細分化し、「三 所有権移転登記の更正」を6個の小項目に細分化するした記述がある。</p> <p>目次自体に創作性を認めることはできず、また、その構成自体にも創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、大見出し、中見出しについて、書体やフォント数を変えた点において、原告書籍と異なる。</p>
224 頁	245 頁	<p>「第4章 所有権更正」の見出しの下に、「一 総論」の見出しを掲げ、所有権更正登記については、「登記事項の一部に間違いがあり、是正の前後に同一性がある場合にのみ認められる」旨が記述され、次に「更正」と「抹消」の概念の違いを簡潔に説明し、更正登記の可否が問題となる場合の具体例を3つ挙げ、構成登記の可否を説明した記述がある。具体例には所有権の移転の流れを図示したものが表記されている。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、ありふれた表現であり、具体例を図にして分かりやすくすることについてもありふれているから、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、「更正」と「抹消」について表形式にし、登記と実体について、甲、乙の表記だけでなく、男女のイラストを使用して、両概念の違いを説明をしている点、「→」、「↓」がそれぞれ「⇒」、「▼」になっている点、理由のマークを表示して理由を記載している点、過去に問題として提出された箇所を示すものとして、過去問の表示がある点、当該箇所の問題が掲載されていることを示すものと思われる 一問一答の表示がある点において、原告書籍と異なる。</p>
225 頁	246 頁	<p>「第4章 所有権更正」との見出しの下、「二 所有権保存登記の更正」の見出しを掲げ、「1 持分のみの更正」の項目の説明の冒頭部分であり、実体を示す図として、土地上に甲及び乙の持分が記載され、登記簿には甲及び乙の持分が実際の持分と異なる割合で記載され、登記簿申請書の書式を、具体例に即して記載している記述がある。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、冒頭に具体例を示すにすぎず、ありふれた表現であり、図にして分かりやすくすることについてもありふれている表現であるから、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、登記簿上の持分割合を示す数字や人物の氏名及び住所表記が異なる点、「貸借権設定」を「地上権設定」、「添付書面」「印鑑証明書」「代理権限証書」を「添付情報」「印鑑証明情報」「代理権限証明情報」としている点において、原告書籍と異なる。</p>
226 頁	247 頁	<p>前頁に引き続き、「二 所有権保存登記の更正」の「1 持分のみの更正」の説明部分であり、「(1) 登記原因及びその日付」、「(2) 更正後の事項」、「(3) 申請人」について、箇条書きで完結に説明した記述がある。説明の間に、甲、乙、丙の持分変更についての具体例を掲げ、枠で囲んだ記述がある。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、上記手続において、必要な事項を簡潔に説明したものにとすぎず、ありふれた表現であり、具体例を示すことについてもありふれているものであるから、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、「(1) 登記原因及びその日付」の項において、日付と原因について、表形式でまとめている点、同項において、「遺漏」の具体例として、「抵当権の利息を書き忘れた」から「地上権の地代を書き忘れた」に変更している点、「(3) 申請人」の項目末尾に「登記官が職権でした所有権保存登記であっても、その所有権登記名義人の申請により更正する」旨を加筆している点、「→」を「⇒」にした点、理由のマークを表示して理由を記載している点、過去に問題として提出された箇所を示すものとして、過去問の表示がある点、当該箇所の問題が掲載されていることを示すものと思われる 一問一答の表示がある点において、原告書籍と異なる。</p>
227 頁	248 頁	<p>前頁に引き続き、「二 所有権保存登記の更正」の「1 持分のみの更正」の説明部分であり、「(4) 添付情報」、「(5) 登録免許税」、「(6) 登記の実行」について記述したものであり、「(6) 登記の実行の箇所には、登記簿の形式で付記登記を具体的に表示している。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、上記手続において、必要な事項を簡潔に説明したものにとすぎず、ありふれた表現であり、具体例を示すことや登記簿の形式を掲載することもありふれているから、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、「→」を「⇒」にした点、具体例を「賃借人」を「地上権者」に変えている点、理由のマークを表示して理由を記載している点において、原告書籍と異なる。</p>

まとめ
④

ま と ま り ⑤	248 頁	269 頁	<p>「第5章 所有権抹消」との見出しの下、「1 総論」とする項目において、冒頭に、「変更」登記・「更正」登記・「抹消」登記について、実体との不一致の態様を時期や範囲における違いをまとめた表を掲げ、次に、「甲・乙を共同相続人とする相続登記をした後、これを錯誤を原因に抹消し、新たに甲・丙に権利を取得させる旨の遺産分割協議書を提供して、相続登記を申請することができる」旨を記述し、同様の効果は更正登記によっても得られることについて、猫のイラストと「もちろん更正登記もOKだけど、抹消して新たな登記を手続きすることは問題ないよ」との吹き出しを表示し、その内容を土地の図と登記簿の図によって示した記述がある。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、上記手続において、必要な事項を簡潔に説明したものすぎず、また、冒頭に登記の違いを表形式でまとめて表現することや、注意すべき点について吹き出しを使って表現することはありふれたものであり、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、猫のイラストが人のイラストに変更されている点、セリフの末尾が「よ」から「ぞ」になった点、「→」「↓」がそれぞれ「⇒」「▼」になった点、過去に問題として提出された箇所を示すものとして、過去問の表示がある点、当該箇所の問題が掲載されていることを示すものと思われる一問一答の表示がある点において、原告書籍と異なる。</p>
	249 頁	270 頁	<p>前頁に引き続き、所有権抹消登記の申請手続を解説する前提として、申請手続について、抹消前の状況と錯誤、解除等によって、所有権が乙に移ったことを示す図、登記申請書の形式を具体例に即して記載した記述があり、「(1)登記原因及びその日付」及び「(2)申請人」について、箇条書きで簡潔に記述したものである。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、上記手続において、必要な事項を簡潔に説明したものすぎず、また、所有権移転について図で示すことや、実際の書類の形式で具体例を表示することもありふれたものであって、創作性は認められない</p>	<p>被告書籍では、人物の氏名及び表記を変えた点、「→」を「⇒」にした点、(2)申請人について、登記権利者と登記義務者を表形式でまとめた点、過去に問題として提出された箇所を示すものとして、過去問の表示がある点において、原告書籍と異なる。</p>
	250 頁	271 頁	<p>249頁に引き続き、「(3)添付情報」、「(4)登録免許税」、「(5)登記の実行」について、箇条書きで完結に説明した記述であり、「(5)登記の実行」においては、登記簿の形式で具体例を掲げて説明している。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、上記手続において、必要な事項を簡潔に説明したものすぎず、また、登記の実行の項目で、登記簿の形式で具体例を挙げて説明することもありふれたものであるから、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、「→」を「⇒」としている点、人物の姓の表記を変えている点、過去に問題として提出された箇所を示すものとして、過去問の表示がある点において、原告書籍と異なる。</p>

251 ～ 253 頁	272 ～ 274 頁	<p>所有権抹消登記に関する「応用論点」として、「(1) 巻戻し抹消」、「(2) 相続人との合意解除」、「(3) 相続放棄と抹消」、「(4) 抹消と保存行為」、「(5) 相続登記抹消の登記権利者」という項目を掲げ、順に説明する。「(1) 巻戻し抹消」では、AからB・BからCへと不動産が錯誤に基づき順次譲渡されたことを図示するとともに、登記簿の記載経過を表で示し、次いで、Cの登記をAに戻す手続を簡潔に記述し、「(2) 相続人との合意解除」では、Aが乙に不動産を売却した後、Aを相続した甲が乙との間で売買契約を解除することを、男性のイラスト入りで図示するとともに、登記簿の記載経過を表で示し、次いで、甲が乙の登記を抹消できる場合を説明し、「(3) 相続放棄と抹消」では、債権者代位によって第1順位の法定相続人のために相続登記がなされたが当該相続登記より前に第1順位の法定相続人全員が相続放棄していた場合の登記申請手続について、考え方の流れを矢印で示して簡潔にまとめて説明し、次いで、その場合を具体例で図示するとともに、登記簿の記載経過を表で示した上、抹消申請における権利者・義務者・添付書面について、具体例に沿って語句のみで示し、「(4) 抹消と保存行為」では、2つの事例を取り上げ、①では、「Aの4人の子である甲乙丙丁のうち、乙丙丁が真正な相続人であるのに甲が単独相続の登記をした」という具体例を関係図と登記簿の記載で示し、次いで、甲単独の相続登記を抹消する場合の権利者と義務者を簡潔に表示し、②では、「甲の2人の子であるABが、甲の不動産を2分の1ずつ相続した」という具体例を関係図と登記簿の記載で示し、次いで、当該共同相続登記をする場合とこれを抹消する場合の各申請方法を簡潔に説明し、「(5) 相続登記抹消の登記権利者」では、真正な相続人がこれに当たること、及び、真正な相続人がいない場合には相続財産管理人がこれに当たることがを簡条書きで簡潔に説明する記述である。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、抹消登記に関する応用的な問題点を取り上げ、その結論を関係図や登記簿の表記も使用しながら簡潔に、順に記述したものにすぎず、ありふれた表現であり、その構成についてもありふれたもので、創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、「→」、「↓」がそれぞれ「⇒」、「▼」になっている点、「(1)巻戻し抹消」の項末尾に「なお、AはBだけでなく、Cに対しても登記の抹消を請求できる。」と挿入している点、人物のイラストが消されている点（「(2)相続人との合意解除」の項）、関係図に人物の挿絵が加わっている点（「(3)相続放棄と抹消」の項）、権利者と義務者について、四角枠で囲み表形式にしている点（「(4)抹消と保存行為」の項）、理由のマークを表示して理由を記載している点、過去に問題として提出された箇所を示すものとして、過去問の表示がある点、当該箇所の問題が掲載されていることを示すものと思われる一問一答の表示がある点において、原告書籍と異なる。</p>
257 頁	278 頁	<p>「第6章 買戻特約」の詳細な目次について、四つの大項目に分けた上で、「四 買戻権の抹消」を2個の小項目に細分化した構成した記述がある。</p> <p>目次自体に創作性を認めることはできず、また、その構成自体にも創作性は認められない。</p>	相違点なし。
258 ～ 263 頁	279 ～ 284 頁	<p>「第6章 買戻特約」の見出しの下、「一 買戻特約の設定」との見出しを掲げ、冒頭に甲、乙間で不動産の売買契約と買戻特約がなされた状況を人物のイラスト入りで図示するとともに、登記簿の記載経過を表で示した上で、＜申請手続＞との項目において、所有権移転の登記申請書の形式を具体例に即して記述し、農地法の許可を証する情報について注意的に簡潔に説明した後、買戻特約の登記申請書の形式を具体例に即して記述し、「(1) 記載事項」、「(2) 申請人」、「(3) 添付情報」、「(4) 登録免許税」の項目に分けて説明する記述がある。</p> <p>「(1) 記載事項」では、買戻特約登記申請書において、売買代金と契約費用が絶対的記載事項、買戻期間が任意的記載事項であることを語句のみで簡潔に表示した上で、「①売買代金」「②契約費用」「③買戻期間」の小項目に分け、「①売買代金」においては、売買代金の意義を簡潔に記述し、「a 利息を組込んで記載することはできない」、「b 売買代金を分割して支払う場合」、「c 数個の不動産の一括売買」に分けてその結論と理由を記載例や図を用いながら理由を簡潔に説明し、「②契約費用」においては、その意義や具体例を掲げて説明し、「a 売買代金のみを返還して買戻することができる旨の特約がある場合」、「b 買主が全く何の支出もしていない場合」とに分けて、結論のみ簡潔に記述し、「③買戻期間」においては、「a 10年を超えることはできない」、「b 超える期間を定めた場合」、「c 申請情報で10年に引き直しOK」、「d 期間が定められていない場合」、「e 売買代金の支払期間が10年を超えるときは売買契約締結の日の翌日から起算して10年間、5年以内のときは売買契約締結の日の翌日から起算して5年間、5年を超え10年に満たないときは売買代金支払の完了まで」と簡条書きでそれぞれの結論や理由を簡潔に説明し、「(2) 申請人」、「(3) 添付情報」、「(4) 登録免許税」においては、手続に必要な知識を簡条書きで簡潔に説明する記述がある。</p> <p>次に、＜買戻特約の登記申請をする場合の要件＞として、「a 不動産についての売買に伴う買戻特約であること」、「b 所有権移転登記の申請と同時にする場合であること」、「c 所有権移転登記と別個の申請情報で申請すること」を表形式でまとめ、aについて「(注) 1」として、買戻特約付き代物弁済契約による買戻し特約の登記等の具体例を4つ掲げ、登記手続の可否について○×で示した表を掲げ、bについて「(注) 2」として、「①所有権保存登記と同時に申請する場合」、「②所有権移転の仮登記の申請と同時に買戻特約の申請があった場合」、「③買戻しの特約が同時にされている売買契約において、売買代金の支払いが完了したときに所有権が移転する旨の特約がなされ、所有権移転登記と買戻特約の登記の原因日付が異なった場合」について、権利の流れについての図や登記簿の表記を示しながら、結論のみを簡潔に簡条書きで説明した記述がある。</p> <p>上記の記述順序、記述内容については、上記手続における必要な事項を簡潔に説明したものにすぎず、また、図で示したり、登記簿の形式で具体例を挙げて説明することもありふれたものであるから、いずれも創作性は認められない。</p>	<p>被告書籍では、人物の氏名、イラスト、具体例として掲げる人物の氏名、売買代金額、日付等が異なる点、「→」を「⇒」に、「↓」を「▼」に変えている点、「(1)記載事項」において、絶対的記載事項と任意的記載事項を表形式にまとめた点、同項目の「①売買代金」の項において、「d 買戻特約の登記において、その売買契約上定めた売買代金及び契約費用と異なる金額の記録があった場合／→売主は買主から実際に支払いを受けた代金を返還すれば買戻しを請求することができる（大判昭10.4.5）」の記載がない点、「(2)申請人」の項において、登記権利者と登記義務者について表形式でまとめた点、「(3)添付情報」の項において、①登記識別情報の提供が不要であること理由について枠囲みにしている点、「＜買戻特約の登記申請をする場合の要件＞」の項の「(注) 1」の具体例の順序が異なる点、同「(注) 2」において、人物のイラストが挿入されている点、「(注) 2」の「②」の「a」における「cf.」は点線で枠囲みされ、「この買戻の仮登記には印鑑証明書を提供する」との記述を、「所有権移転の仮登記後に買戻の仮登記を申請する場合には印鑑証明書を提供する。」と変更している点、理由のマークを表示して理由を記載している点、過去に問題として提出された箇所を示すものとして、過去問の表示がある点、当該箇所の問題が掲載されていることを示すものと思われる一問一答の表示がある点、発展問題であることを示すものと思われる発展との表示がある点において、原告書籍と異なる。</p>

まとめ
⑥